

指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧

●調査審議事項：指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について

【各施設の管理状況及び評価に関する意見】

施設名	意見
寒川町地域集会施設（12 か所）	【管理状況及び総括評価に関する意見】 ●施設の管理状況及びその評価については、概ね適切である。 【総括評価票の記載に関する意見】 ●利用者アンケートの項目について、実施の有無を問う項目でもあるため、未実施であればその旨記載し、別の手段により利用者のニーズ等を把握し対応している旨、特記していただきたい。
寒川町福祉活動センター	【管理状況及び総括評価に関する意見】 ●施設の管理状況及びその評価については、概ね適切である。 ●人員体制の項目について、正職員以外の就業規則が未添付であったため、施設所管課において、後日きちんと確認を行っていただきたい。
寒川町ふれあいセンター	【管理状況及び総括評価に関する意見】 ●施設の管理状況及びその評価については、概ね適切である。 ●指定管理者の管理業務と法人の業務が混同しないよう、施設所管課において、今後も確認を行っていただきたい。
寒川町健康管理センター	【管理状況及び総括評価に関する意見】 ●施設の管理状況及びその評価については、概ね適切である。 ●緊急対応の項目で、マニュアルを作成予定とあるので、今年度中に作成するよう、適切に指導していただきたい。
寒川総合体育館	【管理状況及び総括評価に関する意見】 ●施設の管理状況及びその評価については、概ね適切である。 ●職員の接客態度に関する指摘については、既に対応済みとのことだが、今後より一層気をつけるよう、指定管理者と密に連絡調整を行っていただきたい。 ●利用者の快適な利用に資するため、さらに細やかな部分にも気を配った管理業務を行うよう、指定管理者と調整を行っていただきたい。
田端スポーツ公園	【管理状況及び総括評価に関する意見】 ●施設の管理状況及びその評価については、概ね適切である。 ●自主事業については、人員配置や収支の面で工夫を行い、本来の管理業務に支障の無い範囲で、適切に実施するよう、調整していただきたい。 ●人員体制の項目について、就業規則が未添付であったため、施設所管課において、後日きちんと確認を行っていただきたい。
寒川総合図書館 寒川文書館	【管理状況及び総括評価に関する意見】 ●施設の管理状況及びその評価については、概ね適切である。 ●利用者アンケートの職員の私語や昼寝に関する指摘については、既に対応済みとのことだが、今後より一層気をつけるよう、指定管理者と密に連絡調整を行っていただきたい。

	●利用者の利便性・安全性の確保のため、駐車場出入り口の混雑について、早急に対策を検討するよう調整していただきたい。 ●選書の基準については、単に利用者層の動向を数値のみで捉えて決めるのではなく、町民ニーズ等も勘案し、指定管理者とも情報共有しながら実施していただきたい。
寒川町民センター 寒川町北部公民館（北部文化福祉会館） 寒川町南部公民館（南部文化福祉会館）	【管理状況及び総括評価に関する意見】 ●施設の管理状況及びその評価については、概ね適切である。 ●既存の自主事業の内容の充実と情報の提供には、引き続き取り組んでいただきたい。 ●施設の植栽剪定の際に出た剪定枝については、町の方針に従い、なるべく資源化するよう、指導していただきたい。

【各施設に共通する意見】

項目	意見
人員体制について	●労働関連法規は年ごとに改正等があるので、指定管理者の選定及びモニタリング評価の際には注意していただきたい。
緊急対応について	●災害対策等のマニュアルについて、町地域防災計画との整合はもとより、各施設の特性に応じた対策がとられているかどうか、年1回だけではなく、継続的に確認を実施していただきたい。
自主事業の実施について	●施設類型Ⅰの施設のうち、利用者が限定されている施設であっても、自主事業の実施について検討するよう、指定管理者と調整を行っていただきたい。
利用者アンケートについて	●利用者の総数や、意見聴取した人数をはじめ、利用者の満足度などの状況がより詳細に分かるようなアンケートの実施に努めるよう、指定管理者と調整を行っていただきたい。

【指定管理者制度及び指定管理者選定委員会の運営に関する意見】

項目	意見
モニタリング評価制度について	●指定管理者制度の適正な運用のためにも、モニタリング評価については、今後とも適切に実施していただきたい。
資料について	●利用者アンケート、指定管理業務の収支については、より詳細に分かるものとしつつ、省略出来るものは省略するなど、見やすい資料となるよう、工夫していただきたい。 ●施設により就業規則等の添付が様々であったので、統一していただきたい。また、就業規則等については、指定管理者選定時に確認する必要があると思われるので、検討していただきたい。